

別表六（九）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、措置法第42条の4第8項第3号《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の通算法人が適用対象事業年度（同項第2号に規定する適用対象事業年度をいいます。3及び5において同じです。）において同条第1項又は令和6年改正前の措置法（以下1において「令和6年旧措置法」といいます。）第42条の4第1項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合（措置法第42条の4第8項第3号イの他の通算法人が同項第2号に規定する他の事業年度において同条第1項又は令和6年旧措置法第42条の4第1項の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。
- 2 当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第1項《更正の請求》の規定による更正の請求をする場合の記載は、次によります。
 - (1) 「他の通算法人の試験研究費の額の合計額1」の欄には、確定申告書等（措置法第2条第2項第28号《用語の意義》に規定する確定申告書等をいいます。以下2及び7において同じです。）に添付された別表六(九)付表「1」の金額を記載します。
 - (2) 「他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額3」の欄には、確定申告書等に添付された別表六(九)付表「3」の金額を記載します。
 - (3) 「他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額5」の欄には、確定申告書等に添付された別表六(九)付表「5」の金額を記載します。
 - (4) 「他の通算法人の平均売上金額の合計額9」の欄には、確定申告書等に添付された別表六(九)付表「9」の金額を記載します。
 - (5) 「他の通算法人の調整前法人税額の合計額18」の欄には、確定申告書等に添付された別表六(九)付表「18」の金額を記載します。
 - (6) 「税額控除可能分配額26」の欄は、記載しません。
- 3 「合算税額控除割合16」の欄は、当該適用対象事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該適用対象事業年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度。以下3において同じです。）が令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度である場合には「0.1又は」を消し、当該適用対象事業年度が同年4月1日以後に開始する各事業年度である場合には「又は0.14」を消します。
- 4 「(8)>4%の場合20」及び「(8)<マイナス4%の場合(11)>10%の場合を除く。21」の各欄は、「各通算法人の比較試験研究費の額の合計額6」の金額が0である場合には、記載しません。
- 5 「法人税額基準額23」及び「(34)の当期税額基準額35」の各欄は、当該適用対象事業年度が措置法第42条の4第8項第9号イ(1)に掲げる事業年度である場合には、「0.25」とあるのは、「0.4」として記載します。
- 6 「この申告が修正申告である場合」の各欄は、当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第1項の規定による更正の請求をする場合（当該通算法人が期限後申告をする場合で措置法第42条の4第8項第7号の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。
- 7 「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額33」の欄は、別表七(二)「5の当期分」の金額が確定申告書等に添付された別表七(二)「5の当期分」の金額を超える場合におけるその超える部分の金額（当該確定申告書等が期限後申告書である場合には、当該確定申告書等の別表七の二「7」の金額として計算される金額を含みます。）を記載します。
- 8 「⁽³³⁾の法人税額相当額34」の欄は、「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額33」の金額を別表一「1」の金額とみなした場合に同表「2」の金額として計算される金額を記載しま

す。この場合において、当該通算法人が措置法第42条の3の2《中小企業者等の法人税率の特例》の規定の適用がある法人であるときは、同条の規定の適用を受ける法人として計算します。

9 「調整後税額控除可能額36」の欄の記載に当たっては、次によります。

- (1) 「 $(23) - (35)$ 」の金額が0に満たない場合には、当該金額を0として計算します。
- (2) 措置法第42条の4第8項第6号の規定の適用がある場合には、「 (17) と $((23) - (35))$ のうち少ない金額)」とあるのは、「 (17) と $((23) - (35))$ のうち少ない金額) $+ (30)$ 」として計算します。